

令和3年8月27日

各位

一般社団法人 横浜市建築士事務所協会

理事長 佐藤 建二

## 新型コロナウイルス感染症拡大防止に関する 「緊急事態宣言」延長に伴う対応について

平素は、協会の運営にご協力いただき誠にありがとうございます。

さて、「改正新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく「緊急事態宣言」の延長に伴い、当協会としましては、政府の方針に従い協会活動を継続して行う中、令和3年9月12日まで「住まいの相談窓口」は休止とさせていただきます。また、9月13日以降も「緊急事態宣言」が解除されない場合は、同様の取扱いとさせていただきます。

書類の提出については極力郵送などによりご提出ください。やむを得ず事務局に來所する場合は、マスクの着用をお願いいたします。発熱や体調が優れない方の來所はご遠慮願います。

皆様にはご不便をおかけすることとなりますが、このような状況に鑑みご理解ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

※ 事務局業務時間(9:00～17:00)の変更はありません。